

広島県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十七号

#### 広島県道路占用規則の一部を改正する規則

広島県道路占用規則（昭和二十八年広島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権利義務の承継) 第六条 道路占有者が死亡し、又は合併若しくは分割をした場合において、相続人又は合併後存続し、若しくは合併により成立した者若しくは分割によつて法第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に係る事業を承継する者は、道路の占用により生じた権利義務を承継することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(権利義務の承継) 第六条 道路占有者が死亡し、又は合併若しくは分割によつて消滅した場合において、相続人又は合併後存続し、若しくは合併により成立した者若しくは分割によつて法第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に係る事業を承継する者は、道路の占用により生じた権利義務を承継することができる。</p> <p>2 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。